

諸報告資料

(平成30年門真市教育委員会第9回定例会)

門真市教育委員会

就学すべき学校指定に関する基準

[門真市教育委員会]

この基準は、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が門真市立小学校及び中学校に就学すべき者の保護者に対し、その学校を指定（以下「学校指定」という。）することに関して定めるものとする。

1. 指定学校の原則

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項及び第6条の規定に基づく小学校及び中学校の指定は、委員会の定める門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年門真市教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）による学校を指定学校の原則とする。

2. 指定学校変更基準

令第8条の規定に基づく指定学校の変更を委員会が許可するについては、「別表Ⅰ」の各号に掲げる基準及び「別表Ⅱ」の取り扱い内規によるものとする。

3. 指定学校の変更手続き

- ① 指定学校の変更を希望する保護者は、指定学校変更願書（様式第1号）に委員会が必要とする書類を添えて、委員会に提出するものとする。
- ② 委員会はその内容が第2項に掲げる指定学校変更基準に該当する場合は、就学希望校および就学指定校の学校長の同意を得る。
- ③ 委員会は、保護者に対し、条件を付して指定学校変更許可書（様式第2号）を交付するものとする。

附 則

この基準は、昭和58年5月20日から実施する。

この基準は、平成3年4月1日から実施する。

この基準は、平成4年1月29日から実施する。

この基準は、平成14年4月1日から実施する。

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

この基準は、平成30年10月1日から実施し、平成31年4月1日の入学及び転入学から適用する。

指定学校変更基準

区 分	期 間	添付書類等
学期当初の住所移転	各学期末まで	入居時期を証明する書類
学期内の住所移転	各学期末まで	事実の確認
学年途中で転学するときは、小学5年生、小学6年生、中学2年生、中学3年生の4月1日以降の住所移転	必要とする期間	事実の確認
家屋の新・改築に伴う仮住まいからの通学	6ヶ月以内	建築完成時期を証明する書類
運動会等の学校行事及び試験によるもの	行事の2週間前	事実の確認
修学旅行によるもの	現学校の実施が間近な場合で、終了日迄の期間。但し、相手校が実施済みの場合は、その必要な期間	事実の確認
学年を通じて再転校に及ぶ場合	3ヶ月程度 但し、移転先が決まっているものに限る	居住日及び居住場所を確認できる書類
事情により住民登録のみ転出の場合	必要な期間	入居時期を証明する書類(売買契約書等)
保護者が入院等で児童・生徒の保護が困難と認められる場合	必要とする期間	診断書、理由書
身体的条件により、指定学校への通学の安全確保が困難で真にやむを得ないと認められる場合	必要とする期間	診断書
指定学校に支援学級が設置されていない場合	必要とする期間	
沖小学校区内の市街化調整区域内に住所がある場合	市街化調整区域が解除されるまでの期間のみ五月田小学校へ指定変更	

区 分	期 間	添付書類等
都市計画行政等の推進の必要上に基づく配慮を特に必要とする場合で、真にやむを得ないと認められる場合	必要とする期間	事実の確認
入学時又は転入学時に指定中学校に希望する部活動がない場合 ※1	卒業まで	事実の確認
その他、教育的配慮を特に必要とする場合で、真にやむを得ないと認められる場合	必要とする期間	

※1 当該部活動のある自宅から最も近い中学校

[別表Ⅱ]

《市街化調整区域の指定変更に関する取り扱い内規》

- ◎ 第二中学校校区内の「市街化調整区域」に住所がある場合。
- ◎ 市街化調整区域が解除される迄の期間のみ、希望により第七中学校へ指定変更を認める。

《公営住宅の建て替えによる指定変更の特例》

- ◎ 公営住宅建て替えにより仮移転した場合、工事完成後従前の住所地に戻る場合に限り、工事期間中の「指定学校変更」を認める。

(この特例は、平成8年4月23日から実施する。)